

平成28年6月17日

午前10時0分開議

(抜粋)

○7番(野尻哲雄)(登壇)(拍手) はい。7番、自由民主党の野尻哲雄です。

質問通告に従い、一問一答にて進めてまいります。

少子高齢化、核家族の進行、社会情勢などの変化などにより、地域に住む人々の福祉に対するニーズが多様化し、各種福祉サービスを提供する施設、事業所が年々増加しています。

社会福祉事業所は、主に社会福祉法人が担っていますが、社会福祉法人には税制上の優遇措置や施設整備費補助金を含め、各種の助成が行われており、多額の公費が投入されていることから、法令及び定款を遵守した適正な法人並びに施設運営が求められます。

ところで、近年では、残念ながら、全国的に不正流用や不適切な理事会運営などの問題が散見されます。こういった問題を未然に防止し、または改善するためには、社会福祉法人に対する指導監査は大変重要であると考えています。

そこで、現在、大分市の社会福祉法人への指導監査はどのように行われているのか、お尋ねいたします。

〔7番議員、質問席へ移動〕

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁)(登壇) 野尻議員の、社会福祉法人への指導監査についての御質問にお答えします。

指導監査に当たりましては、福祉保健部長を会長とし、福祉保健部の児童、高齢者、障害者等の関係課長で構成する社会福祉法人等指導監査会議において、厚生労働省が示す主眼事項及び着眼点を参考に、理事会等が法人の定款に従って運営されているか、関係法令や法人の経理規程に基づく適正な会計処理がされているかなど、指導監査項目を定めて実施しております。

社会福祉法人の指導監査につきましては、社会福祉法に基づき、原則として、1法人につき年1回、指導監査課の職員が直接、法人に出向いて、関係書類の照合や法人職員から聞き取りを行う、いわゆる実地による一般指導監査を行い、その結果、特に大きな問題が認められない法人につきましては、翌年度以降、2年に1回としているところでございます。

なお、平成27年度の社会福祉法人への指導監査の実績といたしましては、本市の所轄する社会福祉法人73のうち、39法人へ実地による一般指導監査を行いました。

その結果、理事長が理事会から与えられた権限の範疇を超えて業務を決定するといった理事会等が十分に機能していない事例や、適切な会計処理が行われていない事例などが見受けられたため、11件の文書指摘及び34件の口頭による指導を行ったところでございます。

○議長(永松弘基) 野尻議員。

○7番(野尻哲雄) はい、ありがとうございます。

11件の文書指摘、34件の口頭指導ということであったそうですが、また、大分市では社会福祉法人への指導監査は、前年度の監査で特に問題が、大きな問題がなかった場合は、通常、2年に1回行っているということでした。

それでは、不正経理や理事会運営などに関する内部告発や情報提供があった場合はどういう対応をしてきているのでしょうか。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 本市に内部告発や情報提供が寄せられた場合は、匿名である場合を除き、告発者または情報提供者及び当該法人の相互から聞き取りを行います。

その結果、法人運営に不正、不適切な行為などが疑われる場合は、実地による一般指導監査を行います。

さらに、不適正支出や理事会運営などに重大な問題があると判断した場合は、その原因究明や不適正支出の額を確定させるために、特別指導監査に切りかえて徹底調査を行います。

○議長(永松弘基) 野尻議員。

○7番(野尻哲雄) はい。それでは、大分市の監査の結果、法人運営に重大な問題、例えば、理事による多額の不正取得等が発覚した場合は、法人に対してどのような処分が考えられるのでしょうか。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 監査の結果、法人運営において理事による不正取得の事実などが認められた場合は、当該理事から法人へ不正取得分を全額返還させるとともに、法人に対して期限を定めて必要な措置をとるように改善勧告を行います。

また、法人が正当な理由なく勧告に基づく措置をとらなかった場合は、その旨の公表や改善命令を行い、それにも従わない場合は、業務の全部もしくは一部停止を命令し、さらに役員解職を勧告することができます。

なお、関係法令に基づく適正な法人運営や円滑な社会福祉事業の経営の確保が図られない場合などは、当該法人へ解散を命ずることができるものとなっております。

○議長(永松弘基) **野尻**議員。

○7番(**野尻**哲雄) それでは、ここからは具体的事例について質問いたします。

具体的施設名及び個人名は伏せて質問いたしますが、昨年、ある社会福祉法人について、勤務実態のない理事へ多額の報酬が支払われているという情報提供があったと聞き及んでいます。

当該情報が確かであれば、当該法人において不適切な会計が行われていると言わざるを得ません。単なる民間企業の問題であればさておき、公費が投入されている社会福祉法人においては、そのような不適切な会計を放置されることは許されません。

当該法人に対して、大分市はどのような対応を行ったのでしょうか。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 当該法人につきましては、平成27年度に匿名の情報提供がありましたことから、法人に聞き取りを行い、実地による一般指導監査を行ってまいりました。

○議長(永松弘基) **野尻**議員。

○7番(**野尻**哲雄) 法令や定款違反の観点から申し上げますと、当該社会福祉法人の定款では、定款9条1項に、理事の報酬は、勤務実態に即して支給することとされているようで、勤務実態のない理事への多額な報酬支払いは明確な定款違反です。

また、理事の報酬は、社会福祉法人の予算に係る事項ですし、したがって、理事会は評議員会での意見を聴取する義務があります。これは定款16条に書かれております。

しかし、当該法人において評議員会での審議を経ず、理事会の議決も経ずに、当該理事に対して賞与を含めた年数百万もの報酬を10年近くにわたって支給してきたそうです。この点でも、明確な定款違反行為が認められます。

この点について、どういう監査指摘及び指導を行ったのでしょうか。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 実地による一般指導監査の結果、当該法人の理事を含む役員の管理や運営につきまして不適切な部分がありましたことから、それらの問題点を文書で指摘しまして、改善するよう指導いたしました。

○議長(永松弘基) **野尻**議員。

○7番(**野尻**哲雄) はい。文書指摘については、また後で聞きますが、当該法人の問題を指摘されてる理事は、法人の事務所に出勤していない日にも法人の事務所に出勤したかのように出勤簿に押印し、出勤日数が少ない月においても平時と同様の報酬を受給していたようであります。

具体的には、私のところに寄せられた興信所の調査結果、こういうふうにあります。これをもとに調査したところ、平成27年2月には6日間、2月5日、2月12日、2月17日、2月19日、2月24日、2月26日と6日間、同年3月には3日間、法人の事務所に出勤していないにもかかわらず、いわゆる自分の事務所とか、それから、ある候補者の方の後援会事務所とかに出向いているようでございますが、法人事務所に出勤しているかのように出勤簿が作成されています。

このような法人に対して、大分市の監査において不備な点を改善するよう文書による行政指導を行ったということですが、結果として、当該法人の問題点及び当該理事の不正取得の問題は改善されたのでしょうか。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 管理運営に係る不適切な部分につきましては、当該法人から文書指摘に対する改善報告が提出されております。

今後とも、報告どおりに改善が図られ、法人運営が適正に実施されているか、引き続き状況を注視してまいります。

○議長(永松弘基) **野尻**議員。

○7番(**野尻**哲雄) はい。文書指摘による改善報告は、その後の理事会で処理され、大分市に報告されたようで

す。

理事会決議及び評議員会の決議議事録のないまま、10年近くにわたって当該理事の年数百万に及ぶ報酬の不正受給をようやく昨年の理事会において議事録に文書として載せた点だけではないでしょうか。

指導監査が問題にすべきは、当該理事の10年近くにわたる不正受給した報酬の全額返還請求の指導が本来すべき行政指導だと思いますが、見解を求めます。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 当該法人につきましては、昨年度の実地による一般指導監査の経緯を踏まえまして、今年度も引き続き実地による一般指導監査を行いたいと考えております。

○議長(永松弘基) 野尻議員。

○7番(野尻哲雄) 再度申し上げますが、社会福祉法人においては、社会福祉法などの法令や定款を遵守することが強く要請されていることは言うまでもないことです。

この点の繰り返しになりますが、一般の民間の事業者と異なり、社会福祉法人に対しては、社会福祉法58条などに基づく、税金を原資とした助成金の交付などもなされています。社会福祉法人には、法令や定款違反をしないことばかりでなく、民間業者よりも適切な予算管理をすることが強く要請されるべきであります。

大分市には、社会福祉法56条に基づき、社会福祉法人が法令や定款に違反した運営をしていないかということについての調査権限、1項及び指導権限、4項があります。法律により大分市に調査指導権限が付与されている以上、権限の行使を怠ることなく、当該社会福祉法人の不適切な事務処理を指導し、または不適切な事務処理を行った理事に対しては、社会福祉法56条7項に基づく返還請求を含めた解職指導などを視野に、厳しい特別指導監査を実施すべきではないでしょうか。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 不適正支出や理事会運営などに重大な問題があると判断した場合には、特別指導監査を実施しまして、その結果によっては行政処分を行うこととなります。

○議長(永松弘基) 野尻議員。

○7番(野尻哲雄) 特に、当該社会福祉法人においては、理事会及び監事は、内部告発文書等を受け取って、当該理事の報酬不適切受給の事実を把握しているようです。

しかし、何らの対応もしていないようであり、理事会及び監事においては、機能不全の状況となっており、法律が予定している管理監督体制が崩壊していると言わざるを得ません。

組織としての管理監督体制が機能不全となっていれば、当該社会福祉法人の法令遵守のために行政が指導力を発揮する必要性は極めて高いと思われます。

この点について見解を求めます。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 指導監査を通じまして、不適正支出など法人運営に重大な問題が確認された場合は、何度も申し上げておりますけれども、行政処分を含む必要な措置を講じるなど、適切な対応を行ってまいりたいと思っております。

○議長(永松弘基) 野尻議員。

○7番(野尻哲雄) 先日、日田市の社会福祉法人の元理事による不適切会計が明らかとなり、県と日田市が報告内容をチェックして、追加の改善策の必要性や第三者委員会の報告等を受けて、元理事の刑事告発を決定した記事が新聞に載っていました。また、きのうのテレビニュースにおいても、刑事告発を決定したニュースが流れておりました。

今回の大分市の社会福祉法人においては、日田市と同じように、理事の不適切会計や、加えて定款違反行為までが行われており、社会福祉法人そのものに改善の意思が見られない状況です。

さらに、当該社会福祉法人においては、大分市の指導に対抗するような措置、発言等を繰り返し、昨年9月には弁護士と顧問契約をするなど、当該理事を含めて、大分市との対決姿勢をもくろんでいるように聞き及んでおります。

日田市の社会福祉法人に対する指導の事案と比較したとき、大分市の指導の甘さが際立っていると思えますが、どうお考えでしょうか。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 法人運営の不正に関する事実が確認されたときには、速やかに指導監査を実施し、極めて悪質な場合は関係者に対する刑事告発を行うなど、法人に対し厳格に対処してまいります。

○議長(永松弘基) 野尻議員。

○7番(野尻哲雄) とところで、当該社会福祉法人では、10年前に当時の理事長が不適切経理によって大分市

の特別指導監査を受け、退任しています。

このことに関連し、当該社会福祉法人において勤務実態がないにもかかわらず、多額の報酬を受け取るなどの不適切な会計行為の当事者となっている理事は、当該法人内の職員に対し、市から前理事長が告発されそうになったので、自分が大分市に圧力をかけて告発をやめさせたと何度も発言しておりますし、また、いろんな方を通じて指導監査等に圧力をかけてる例も聞き及んでおりますが、そういうことがあったのでしょうか。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 本市におきまして、そのような事実はございません。

○議長(永松弘基) **野尻**議員。

○7番(**野尻**哲雄) はい。私も、なかったとおもっております。

それでは、社会福祉法の一部改正に伴い、経営組織の見直しにより、評議員、理事、監事及び会計監査人の資格、職務及び責任並びに評議員、評議員会、理事、理事会監事及び会計監査人の権限に関する規定が平成29年4月から施行されます。

社会福祉法人の健全運営を目的とした法改正ですが、不正を働いた理事等の役員が再び選任されるおそれがあります。この点について、大分市の見解を求めます。

○議長(永松弘基) 江藤福祉保健部長。

○福祉保健部長(江藤郁) 不正を働いた理事等が再任されるなど、法人に重大な問題があると判断した場合は、当該法人に対しまして、改善が図られるまで指導監査を実施するとともに、改善が図られない場合は理事等の解職勧告を含む行政処分を行うなど、厳格に対処してまいります。

○議長(永松弘基) **野尻**議員。

○7番(**野尻**哲雄) はい。力強い答弁いただきましたので、最後に市長に確認しますが、社会福祉法人の当該理事に対する不正取得した報酬の返還請求もしなくて、単なる文書指摘で決着するなら、大分市の指導監査行政に対して、将来に禍根を残すことになりかねません。

今回のことが前例となり、市内の社会福祉法人に対する指導監督ができなくなると思いますが、市長の見解を求めます。

○議長(永松弘基) 佐藤市長。

○市長(佐藤樹一郎) 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手といたしまして、高い公益性と事業運営の透明性が求められております。

大分市といたしましても、社会福祉法人の不正、不適正な行為に対しましては、本市に法律等で与えられた権限を最大限に使用いたしまして、今後とも厳格に対処、処理してまいります。

○議長(永松弘基) **野尻**議員。

○7番(**野尻**哲雄) はい。答弁ありがとうございました。

大分市は、不適切な方法で選任された上、不適切な報酬を受給していた当該理事に対し、速やかに、不正に取得した報酬等の返還請求を行うこと等を含めて、当該社会福祉法人に対して厳しい指導を行うよう求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(永松弘基) しばらく休憩いたします。